

令和6年度外国人観光客周遊促進事業事務局業務 公募型プロポーザル方式 実施説明書

1 業務内容等

- (1) 業務名
令和6年度外国人観光客周遊促進事業事務局業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月19日

2 予算上限額

40,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 国、地方公共団体及び民間企業等で類似業務の実績があること。
- (2) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。
- (3) 外国人観光客の訪日旅行に関する嗜好や動向について国毎に熟知し、それらを考慮した内容で企画提案し、効果的・効率的な事業実施等が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (5) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿に記載されていること。
- (6) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

4 スケジュール

※事前説明会は実施しない

時期	内容
7月16日（火） 17時必着	参加申出書、質問書提出期限
7月17日（水） 予定	質問書回答
7月25日（木） 17時必着	企画提案書等提出期限
8月 1日（木）	審査会（プレゼンテーション）
8月 5日（月） 予定	審査結果通知
8月中旬	委託契約締結

5 企画提案の実施の流れ

（1）事前説明会

本業務のプロポーザル方式実施に係る説明会は実施しない。

（2）質問の受付

本企画提案に関する質問がある場合は、様式1「質問書」に記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。電話及び口頭による質問は受け付けない。

提出期限：令和6年7月16日（火）17時必着

（3）質問の回答

令和6年7月17日（水）までに、電子メールで質問者及び本企画提案への参加申込み（参加申出書による）があった全ての提案事業者に行う。

（4）参加申出書

本企画提案へ参加するものは、様式2「参加申出書」記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。

提出期限：令和6年7月16日（火）17時必着

※期限内に参加申出書の提出のないものは本企画提案への参加を認めない。

※なお、参加申出後、企画提案をとりやめる場合は「辞退届」（任意様式）の提出を必要とする。

（5）企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書

【記載内容】

- ・各業務の概要・企画提案（仕様書参照）
- ・業務工程
- ・業務実施体制
- ・本業務と同様又は類似の国又は地方公共団体・民間企業等からの受注実績（様式4）

②会社概要（様式3）

③提案見積書（任意様式）

※内訳の金額（税抜き）を詳細に記載し、「2 予算上限額」の範囲内で見積り、消費税及び地方消費税相当額を合計した税込金額を記入し、提出すること。

④その他資料（提出は任意）

※①～③の提出は必須。

※①～④の提出様式について、A4・横書き・左綴じを基本とする。A3の場合はA4に折り込むこととする。枚数については指定なし。

イ 提出部数 下記部数及び電子データ（PDF形式、DVD-RW等）1部提出すること。

正本1部（商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す）

副本7部（うち5部については、提案者名が分からないようにすること。）

ウ 提出期限 令和6年7月25日（木）17時必着

※期限以降の受付は一切しない。

※受付は、土日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

エ 提出場所 北九州市都市ブランド創造局観光課

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便で、提出期限までに必着）

カ 留意事項

①提案書等の提出は、各社1つに限る。

②参加申出後、期限までに提出がなかったものは、企画提案を辞退したとみなし、後日、「辞退届」（任意様式）の提出を必要とする。

③提案書等の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。

④提出書類は返却しない。

(6) 提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

ア 参加資格なく提案したとき。

イ 所定の日時までに参加申出書の提出がない、または提出書類が到着しないとき。

ウ 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。

エ 1つの企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき。

オ その他提案に際し違法な行為があったとき。

6 審査・選定について

(1) 審査会

ア 日程 令和6年8月1日（木）

イ 方法 プレゼンテーションでの審査による

(2) 評価項目、評価基準及び配点等評価方法

別紙「令和6年度外国人観光客誘致促進事業事務局業務」評価基準および配点」のとおり

(3) 選定方法

提出された書類の内容について、審査会において審査を行う。各審査委員の評価点合計を総得点とし、最も評価点の合計が高いものを委託候補者として選定する。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査会で協議のうえ、委託候補者を選定する。

(4) 参加者なし又は参加者が1者の場合の取り扱い

申込書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には実施を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出したものが1者であった場合であっても、(3)の方法に従い審査を行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、最優秀提案者の選定後、各提案者に書面で通知する。

7 契約

(1) 委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案内容を一部変更する場合がある。

(2) 協議が整った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴し、内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。

(3) 保証人は不要とする。

(4) 契約保証金は契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(5) 契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として手続きを進め、契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても、同様とする。

(6) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。

8 その他

(1) 本企画提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

(2) 事業費の支払いについては、業務完了報告書等にもとづく履行確認後、委託候補者から正当請求により支出する。

9 問合せ先

北九州市国際観光推進協議会（都市ブランド創造局観光課）

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

担当：高橋、木庭

TEL：093-551-8150 FAX：093-551-8151

E-Mail：brand-kankou@city.kitakyushu.lg.jp

令和6年度外国人観光客周遊促進事業事務局業務委託 評価点表

評価項目		評価の視点	評価点	
業務実施体制・能力	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を確実に実施できる経営基盤を有しているか。 ・委託先として高い信頼性が認められるか。 	35	10
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国・自治体などからの受託または自らが、同種・類似の業務（各種クーポン券（電子）事業、事務局の運営事業等）の実績があるか。 		10
	業務実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な知識を持ち合わせ、業務全体を的確に掌握し、効率的・機能的業務実施体制（人員体制の確保）であるか。 ・緊急対応が必要となった場合に即時対応できる体制を整備しているか。 ・迅速かつ効率的で無理のないスケジュールであるか。 		15
提案内容	6（1）業務の管理、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に進められる実施体制となっているか。 ・個人情報の管理体制などセキュリティ対策は万全か。 ・電子クーポンの運営、保管体制、売上金等の管理体制は適切か。 	115	10
	6（2）クーポン造成	<ul style="list-style-type: none"> ・偽造防止・重複配布対策（利用可能店舗でもわかりやすい真贋判定方法など）がされているか。 ・クーポンの配布方法（ランダム）は話題性のあるワクワクする仕組みか。 ・外国人にとって利用しやすい方法となっているか。 ・フリーwi-fiがないエリアにおいてもすべての外国人が障害なく利用できるように工夫されているか。 		20
	6（2）利用可能店舗募集	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性、周遊性を配慮した利用可能店舗の募集等の提案となっているか。 ・利用可能店舗の募集方法、業務内容の周知等は適切か。 ・利用可能店舗を増やす取組は有効か。 		20
	6（2）ウ・エ・オクーポン配布場所、問合せ窓口、周遊クーポン換金	<ul style="list-style-type: none"> ・配布カウンター等の運営体制は適切か。 ・クーポンへの引換えはできるだけ簡素化し、カウンターでの混雑を防ぐ工夫がされているか。 ・各種問合せへの対応は適切か。 ・外国人旅行者からの問合せ対応ツール（チャットボット等）は利用しやすいものになっているか。 ・精算・換金方法は効率的か。 		15
	6（3）プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・専用ウェブページは利用者にとって分かりやすく工夫された内容となっているか。 ・積極的に取り組んでいる利用可能店舗の情報を掲載するなどし、利用可能店舗の機運醸成につながるようなページ構成となっているか。 ・広報物は昨年度のデザインを引き継ぎ、利用者・利用可能店舗に昨年度と同様のキャンペーンということがわかる内容となっているか。 		15
	6（4）（6）アンケート、報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な効果分析手法が提案されているか。 ・周遊クーポン配布時のアンケート及びクーポン利用実績を掛け合わせ、有意義なデータ分析が行えるか。 ・加盟店舗へのヒアリング等により本事業のフィードバックができるか。 ・提案された分析手法が、外国人観光客のニーズ把握をするために適切なものとなっているか。 		15
	6（5）自由提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載する事項以外に、本業務の目的に資する内容の追加提案がなされているか。 ・北九州市の認知度向上、外国人観光客の誘致・宿泊促進につながる提案となっているか。 		15
	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の仕様を満たした上で、その配分が効率的で安価な額となっているか。 		5
合 計			150	